

外貿定期コンテナ航路等拡充支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、新潟港又は直江津港に寄港する外貿定期コンテナ航路等の新規開設又は既存航路の拡充を推進するため、外貿定期コンテナ航路等の運航船社が新潟港又は直江津港に自社配船による外貿定期コンテナ航路等の新規開設又は既存航路を拡充した場合に、その経費の一部に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、新潟県補助金等交付規則（昭和32年新潟県規則第7号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助の対象)

第2条 補助の対象とする航路は、新潟港又は直江津港に自社配船により寄港する航路で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 外貿定期コンテナ航路等の新規開設（以下、「新規航路開設」という。）であること（本項第3号から第5号該当を除く）。なお、本項第1号における新規航路開設には、外貿定期航路に接続する内航定期フィーダー航路を含むものとする。
- (2) 外貿定期コンテナ航路等の既存航路の改編（以下、「既存航路改編」という。）を行い、新たに他国の港に延伸し寄港する航路であること。（本項第3号から第5号該当を除く）
- (3) 新規航路開設又は既存航路改編を行い、新潟港又は直江津港をファーストポートとする航路であること
- (4) 新規航路開設又は既存航路改編を行い、新潟港又は直江津港をラストポートとする航路であること
- (5) 新規航路開設又は既存航路改編を行い、新潟港又は直江津港に寄港するシャトル航路であること
- (6) 知事が特に重要と認める航路であること

2 次の各号に掲げるものについては本条第1項の規定に関わらず補助対象としない。

- (1) 6か月以内の一時的な寄港停止後の航路再開
- (2) 運航船社の合併・分割等による社名変更

(交付基準等)

第3条 この補助金は、次の各号で定める基準により交付するものとする。

(1) 算定基礎

補助期間における次の経費を補助金額の算定基礎とする。

- ア 新潟県港湾管理条例（昭和38年新潟県条例第11号）別表に記載する又は港湾法（昭和25年法律第218号）第43条の11第6項の規定により指定された港湾運営会社が定める係留施設の岸壁、係船くい及びさん橋の使用料（以下「岸壁使用料」という。）
- イ 新潟県入港料条例（昭和52年新潟県条例第16号）第2条第1項に記載する入港料
- ウ 新潟県港湾管理条例（昭和38年新潟県条例第11号）別表に記載する又は港湾

法（昭和 25 年法律第 218 号）第 43 条の 11 第 6 項の規定により指定された港湾運営会社が定める荷役機械のうちコンテナクレーンの使用料（以下「ガントリークレーン使用料」という。）

(2) 補助金額

補助金額は次に掲げる額とする。ただし、それぞれの額に千円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てる。

ア 岸壁使用料 当該料金の合計額に、前条第 1 項の第 1 号から第 3 号該当の場合
は 2 分の 1、第 4 号該当の場合は 10 分の 7、第 5 号該当の場合は
10 分の 10 を乗じて得られた額

イ 入港料 同上

ウ ガントリークレーン使用料 当該料金の合計額に 10 分の 1 を乗じて得られた額

(3) 補助期間

岸壁使用料及び入港料の補助については、新規航路を開設又は既存航路を拡充した日から 1 年を経過する日まで、ガントリークレーン使用料の補助については、新規航路を開設した日から 1 年を経過する日までとする。

ただし、補助期間中に新たに前条第 1 項の規定に該当する事情が生じる場合には、当該事情が生じた日から 1 年を経過する日まで補助期間を延長する。

2 前条第 1 項第 5 号に該当する場合の交付の基準は知事が別に定めるものとする。

(事業年度)

第 4 条 事業年度は、4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとし、次条に規定する交付申請書及び第 10 条に規定する実績報告書の提出は事業年度ごとに行わなければならない。

(交付申請書)

第 5 条 規則第 3 条第 1 項の規定による申請書は別記第 1 号様式のとおりとし、新規航路を開設又は既存航路を拡充し新潟港若しくは直江津港に寄港する日の前日までに、航路継続等についての誓約書を添えて知事に提出しなければならない。

2 第 3 条第 1 項第 3 号で定める但書きに該当する場合については、前の補助期間が終了する日の前日までに、残りの補助期間に係る交付申請書を知事に提出しなければならない。

(変更交付申請書)

第 6 条 交付決定の内容に変更が生じる場合には、別記第 3 号様式による変更交付申請書を、変更が生じる日の前日までに知事に提出しなければならない。

2 前項に掲げる事項を除き、交付申請書の内容に変更が生じる場合には、変更が生じる日の前日までに変更した内容を別記第 5 号様式により知事に届出するものとする。

(航路の中止又は廃止)

第 7 条 補助期間中に補助対象の航路を中止又は廃止する場合若しくは運航船社の都合により補助金の交付を辞退する場合には、遅滞なく別記第 6 号様式により知事に届出なければならない。

(交付決定の取消)

第8条 知事は、前条の規定により補助事業の中止や廃止の届けがあった場合又は次に掲げる場合には、補助金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 補助期間中に第2条第1項で定める補助の対象の要件に該当しないことが明らかになった場合
- (2) 第3条第1項第3号に規定する補助期間中に計画していた寄港回数の4分の3に満たない回数しか寄港しなかった場合
- (3) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反した場合
- (4) 不正行為があると認められた場合

(補助金の返還)

第9条 知事は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

(実績報告書)

第10条 規則第12条の規定による実績報告書は別記第7号様式のとおりとし、次に掲げる書類を添えて知事に提出するものとする。

- (1) 岸壁使用料及び入港料については、納入通知書兼領収書のコピー
- (2) ガントリークレーン使用料については、コンテナクレーン稼働時間報告書及び納入通知書兼領収書のコピー
- (3) その他知事が必要と認める書類

2 規則第12条の規定による実績報告書の提出の時期は、事業年度ごとに、補助期間終了後1ヶ月以内か、補助金の交付決定に係る年度の翌年度の4月30日までのいずれか早い日までとする。ただし、知事が特に必要があり、かつ、予算の執行上支障がないと認めるときは、提出の期日を繰り下げることがある。

(補助金の支払い)

第11条 補助金は事業年度ごとに行う規則第13条の規定による額の確定後に支払うものとする。

(書類の提出部数)

第12条 この要綱の規定により知事に提出する書類の部数は、正本1部とする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 新潟県外貿定期コンテナ航路開設支援補助金交付要綱（平成16年4月1日付け）は

廃止する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行日以前に補助対象の航路として交付決定を受け、施行日時点で引き続き補助対象である航路については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行日以前に補助対象の航路として交付決定を受け、施行日時点で引き続き補助対象である航路については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行日以前に補助対象の航路として交付決定を受け、施行日時点で引き続き補助対象である航路については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行日以前に補助対象の航路として交付決定を受け、施行日時点で引き続き補助対象である航路については、第 3 条第 1 項に係る部分を除き、なお従前の例による。

附 則（令和 3 年 4 月 1 日）

- 1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和 5 年 4 月 1 日）

- 1 この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。